

## りんご生産者價格の地域差

齋藤 一夫

一商品の價格は需要と供給の均衡する高さに落着く、少くとも變動の過程において絶えずかかる均衡點を指向するという原則は完全競争という前提の有無に拘らず妥當する。價格に關する理論は通常かかる均衡價格を中心に一般的な形で展開せられるのであるが、かかる一般理論から一步現實に接近して具體的な個々の商品の價格現象を理解しようとする場合には、夫々の商品についての需給市場の構造を把握することが必須の條件となる。

例を青果物に取つて考へる。今日の取引事情の下においては、消費者と生産者とが直接出會つて取引することは極く例外的な場合の外は存しない。通常の場合需要は小賣商その他を媒介として大消費地の中央卸賣市場の仲買人に集中するし、他方供給は産地移出商その他を媒介として同市場の荷受機關（問屋）に集中する。かくて中央市場に達するまでには様々な径路があるにせよ、需要と供給の諸事情は終局的には中央市場に集中的に表現せら

れ、此處で一物一價の法則の比較的貫徹された形で青果物の日々の標準價格が形成される。それ故青果物の現實の價格現象を考へようとする場合には、大消費地の中央卸賣市場を中核として形成されている市場構造に即して且つ此處を起點として分析を進めなければならぬ。

中央市場で形成される卸賣價格に仲買人と小賣商の取得分が加わつて小賣價格が形成され、反對にこの價格から荷受機關手数料産地移出商及び産地仲買人の取得分が差引かれて生産者價格が形成される。生産者の直接出荷の場合には産地移出商及び仲買人の取得分の代りに出荷費用及び出荷團體賦課金を差引いたのが生産者價格（正確には生産者取得分）である。このように卸賣價格を起點として前後双方に形成される小賣價格及び生産者價格も、夫々中央市場とは次元を異にする別個の市場即ち消費地小賣市場・産地市場を持つから、青果物市場は三層的な構造を持つと考へてよい。われわれはかかる三つの市場の特殊な事情との關連において現實の價格現象を分析して行かなければならないが、この場合夫

★の市場における條件の變化に對する價格の適應という視角からではなく、市場取引の事情が、各段階の市場間、及び同一段階の市場の内部にいかなる價格差を發生せしめるかという構造的な視角から迫りたい。

各段階の市場間の價格差が所謂中間費用或いは流通費用であることはいうまでもないが、市場内部の價格差もまた流通費用の観点から把握される。何となれば一物一價の法則がほぼ貫徹されている一つの中央市場の價格を起點として考えた場合、他の中央市場との價格差も、各地の小賣商間の價格差も、各産地間の價格差も、起點となる價格との差或いは價格差の差として統一的に考えることが出来るからである。またこの關係を逆に追つて同一段階の市場内に發生する價格差の把握から流通費用の相違を推定することが出来る。本稿においてはかかる接近の仕方を試みる。更に完全市場を前提として考えると、各大消費地の中央市場の卸賣價格間に、各地の小賣店の小賣價格間に、更に各産地の生産者價格間に、輸送費の差を除けば價格差の發生する理由は存しない。各段階の關係者の取得分は相互に平均しなければならぬからである。従つて現實の價格差の把握は、いかなる點において市場が不完全であるかというより立入つた分析への手がかりを提供することになる。

さて、以上の視角から本稿ではりんご産地市場間の價格差の問題を取上げ、資料の許す限り實情把握を試みる。更にその依つて來る原因、即ち流通費用従つて取引機構の問題への若干の推測と

示唆をも試みたい。

(註) 價格差は單に各段階の市場間に、或いは同一段階の市場の内部に地域別・企業別に生ずるばかりでなく、販賣獨占或いは購買獨占が所謂價格差別 price discrimination を可能にする場合には、同一企業の内部分において取引相手(市場又は個人)別に發生する。またこれまでの論議は商品の質的同一性を前提としたが、これがいまいな場合には等級別の價格差も問題となる。更に、價格に正常な季節變動があるとすれば、地域的な價格と同一の觀點に立つて時間的な價格差を論ずることも出来る。これら立入つた論議は一切省略し、通常にいわれる流通費用を理由として發生する價格差に問題を限定する。

## 二

りんご生産者價格を各主要産地について調査した資料は農林省統計調査部の特産物價格調査に含まれるもの以外には得られない。この調査は戦前から引きつがれた(一般 農村物價實銀調査(全國三〇九カ村について關係品を網羅したもの)の補完調査として昭和二四年四月から實施されている。われわれはこの資料を使用して以下の分析を試みる。

特産物價格調査は二五年度までは調査品目は四七、調査町村は三八〇、二六年度以降は五四品目、四〇六町村、について實施されている。調査対象村は主要生産府縣について原則として代表的

な生産地三カ町村を選んだ。調査時期は二四年度は毎月一日、二五年度以後は毎月五、一五、二五日の三回となつた。「代表的」町村の選定については縣統計事務所の意向が反映しているというが、「代表的」という意味は「平均的」とは解されてはいないようである。最も生産量の多い村、或いは名の通つた村が選ばれている。毎月調査日には縣統計事務所の出先職員が管轄下の町村に向いて、その日に最も多く取引された品種等級の平均的生産者庭先價格を調査して本省に報告する。取引事例は少くとも三件以上なければならぬ。移出商その他に賣却する場合は問題はないが、生産者の直接出荷の場合は、生産者價格ではなく、事後的な生産者手取額が把握の對象であるから困難が加わる。この場合には調査日に最も多く發送した品種等級の見込價格から見込出荷費用を差引いた額が報告される。二六年八月以後は見込額と實際の手取額との相違は追つて修正報告をする仕組になつたという。調査結果は本省において集積し特産物價格調査報告として公表されている。

りんごの調査對象府縣は北海道・青森・岩手・福島・長野の一道四縣で、福島が二カ町村である外は各道縣とも夫々三カ町村を選定している。調査品種の主なものも國光・紅玉・デリシヤス・祝の四種である。われわれはりんごに關するこの調査資料を利用する。

(註) 農林省統計調査部から公表されている特産物價格調査報告(昭和二四年四月―二六年六月)は等級区分を無視しており、

また平均の取り方にも疑問があるので、調査原票を直接利用する。また後述の理由から北海道は除外する。

### 三

上記の資料を使用して各産地間の生産者價格を比較しようとするのだが、われわれの目的がこの比較を通じて流通費用の相違を析出しようとするにある以上、觀點はおのずから限定される。品質の等しい商品は同一の時期を取る限り等しい價格(輸送費の差は考慮する)で取引されなければならない。それが實際には各産地間でどんな關係になつているかという角度から比較を試みる。

いうまでもなく生産者價格の比較はかかる觀點のみにとどまらず他の様々な觀點から行うことが出来る。比較の客觀的な基準として、われわれは商品たる生産物の質を取り上げたのだが、他の基準、例えば投下労働量・土地・資本・或いは生産費等を公分母として比較することも出来る。特に農家厚生或いは農家所得の立場からはかかる接近の仕方が重要となる。また同一の品質のものでも販賣時期の相違によつては相當な價格差を生ずる。これは販賣政策上重要な問題である。しかしこれらの諸觀點は本稿では一應問題外とする。

以上の如くわれわれは「同一品質同一價格」の觀點から、上記の資料を使用して生産者價格を比較し地域差を析出することに課題を限定するのであるが、かかる作業が有効に成立するためには以下の三條件が成立しなければならない。

(一) 生産物の質を測る客観的な基準を考慮すること。  
商品の質とは消費者に満足を與える程度であるから、消費者個々について相違し、これを計測することは不可能である。しかし同一商品については取引市場に通用する質の相對的な關係は莫然ながらもあると考えられる。商品の等級区分はかかる質の客観的表現をねらつたものであるから、われわれはこれを手掛りとして客観的な質の存在を假定することにする。等級区分は各産地の内部では縣營或いは自治検査を通じてほぼ統一されていると見てよいが、各産地間の横の統一となると困難は倍加する。しかしわれわれは前記の假定を是認し、産地間の横の統一を工夫する以外に方法がない。

(二) 各産地の生産物は消費市場においてその品質に應じて公平な評價がなされること。従つて同一時期を取る限り、同一品質は同一の價格を實現し、價格差は品質の差を表わさなければならぬ。  
青果物の如く品質の測定が困難なものは同一の品質の品が嚴密に同一の評價を受けることは困難であるが、事例を多くすれば傾向としては貫徹すると考えてよいであろう。また同様の理由から無名の産地或は出荷者であれば質がよくとも値の出ないことが多く、反對に暖簾のれんで高く買われる産地或いは出荷者もある。しかしこの困難はわれわれの調査各町村が比較的名の通つた代表町村であるという事情から救われる。従つてこの第二の條件も假定して進んで差支えないと考へる。

(三) 各産地の調査村の生産物が夫々いかなる品質のものであるかが豫め解つてゐること。  
この條件を充すことは最も困難である。各産地の代表村が横の關係においていかなる優劣の差があるかは判明しない。時間と勞苦をいとわなければほぼ確定し得る問題であるが、以下に試みようとする大雜把な比較のためにはそれまでの必要はない。われわれは明白な理由の存する場合の外は各調査町村の生産物はほぼ同様の品質のものと假定して考へよう。一應かかる假定に立つて判斷した上で、他の可能性を考慮に入れて吟味すれば致命的な缺陷は生じないであろう。

#### 四

生産者價格の地域差を析出するために必要な三つの條件を假定したが、次の作業はかかる假定に基いて、われわれの意圖に沿うた價格比較を試みることである。そのための準備作業としてわれわれの入手した資料の中から比較に耐え得るもののみを抽出する必要がある。同一品質同一價格というのが比較の條件であるからこの條件を充たさないものは除外し、この條件を充すものも比較し得る形に變えなければならぬ。同一品質同一價格の原則を貫くために避けなければならないのは第一に異つた時期の價格の比較、第二に異つた品質の價格の比較である。第一の比較は原則として避けなければならないが、第二の比較は中央市場の等級價格差が推測される限り許される。即ち直接比較は避けなければなら

第1表 神田市場産地別りんご価格

(貫当中旬平均価格)

品 種	年 月	青森	長野	岩手	福島	
國 光	23年10月	146	141	-	168	
	11月	201	194	-	225	
	12月	175	-	-	-	
	24年11月	104	166	-	-	
	12月	* 146	* 144	-	-	
	25年 1月	* 177	144	167	-	
	2月	144	144	167	-	
	3月	178	-	167	-	
	11月	-	111	-	-	
	12月	97	108	-	-	
	紅 玉	23年 9月	190	245	-	-
		10月	174	196	181	162
		11月	184	179	207	-
		24年11月	177	144	166	-
12月		156	-	177	-	
25年 1月		166	-	156	-	
2月		135	-	135	-	
3月		146	-	135	-	
10月		131	127	129	-	
11月		109	-	114	-	
12月		134	-	115	-	
デリシャス		23年10月	210	198	195	-
	11月	203	247	289	-	
	24年11月	238	224	238	-	
	12月	* 226	200	270	-	
	25年 1月	220	-	-	-	
	2月	260	-	-	-	
	3月	262	-	238	-	
	9月	-	187	-	-	
	10月	157	-	-	-	
	11月	167	-	-	-	
	12月	190	-	-	-	
	祝	26年 7月	-	228	-	222
8月		177	212	.212	-	

りんご生産者価格の地域差

一八四

ないが間接比較は許される。そこでわれわれは以下のような手續を取つて價格比較の準備をする必要がある。

(一) 比較の時期は青森の本格的な品が出廻つてから後にする。われわれの比較からは北海道を除外するので氣候的に最も遅れているのは青森である。従つて青森の本格的な品が出廻つた後は市場における各産地は對等の條件にあると見てよい。この時期以後は他産地に比して決して後れを取らないと青森の關係者は自負している。試みに神田市場の産地別りんご價格を比較すると第一

表の如くなる。資料が不十分なため必要な數字を網羅することは出来ないが、青森の本格的な品の出廻る時期(紅玉・デリシャス一〇月中旬、國光一月中旬)以後は二四年一二月の國光を除けばいずれも他産地に優るとも劣らない價格を示している。ただし質のみは氣候の後れからどうしても回復することが出来ない。質の差を考慮に入れて比較吟味する必要がある。

(二) 各産地間の品質の同一性は次のようにして確保する。青森の價格を代表するものとしては同縣の一級品たる等級の價

備考 東京都中央卸賣市場『青果物月報』所載の各月中旬平均卸賣價格(但し\*印は平均中値)。月及び産地の取り方は原資料が不充分のため一貫していない。

格を取る。長野及び福島については夫々の一級品を青森の一級品と同等と見なす。若し二級品或いは「込」にして同一時期の同縣内の他の一級品よりも高いものがあればそれも一級品と同一の扱とする。岩手の資料は「込」及び中級品の價格のみで等級区分が判明しない故そのままの價格を取つた。従つて岩手のみは同一品質に引直した場合よりは低く表われることに注意しなければならぬ。

③ 各産地間の生産者價格の比較は同一調査日のものを相互に比較し、調査日を異にする價格相互の比較は行わない。

なお北海道は比較から除外することにする。その理由は北海道は中央に殆んど出荷しないばかりでなく、反對に青森からの移入を見るほどの生産量であり、中央市場の價格から逆算して生産者價格を推定し得る機構になつていないからである。

(註) 各産地の検査制度及び等級区分は左の通りである(農林省特産課の資料による)。

産地名	検査制度	等級
青森縣	營	特1 2 3 等外
岩手縣	營	特1 2 3 等外
福島自治	營	特1 2 3 等外
長野縣	營	特1 2 3 等外

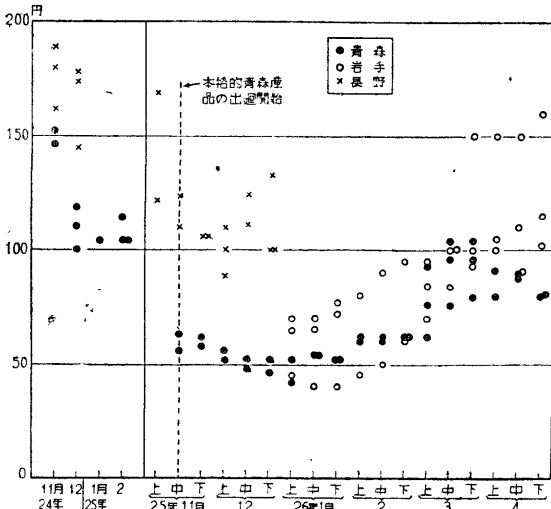
われわれは長野及び福島は松級を青森の壽級にほぼ相當するものと考える。

りんご生産者價格の地域差

## 五

前項の方針によつて品種毎に選擇した各産地の生産者價格を圖示すると第一圖乃至第四圖の如くなる。實數は別表に收録した。

(一) 國光(第1圖参照)  
比較の對象は二四りんご年度(當年七月に開始し翌年六月で終る)



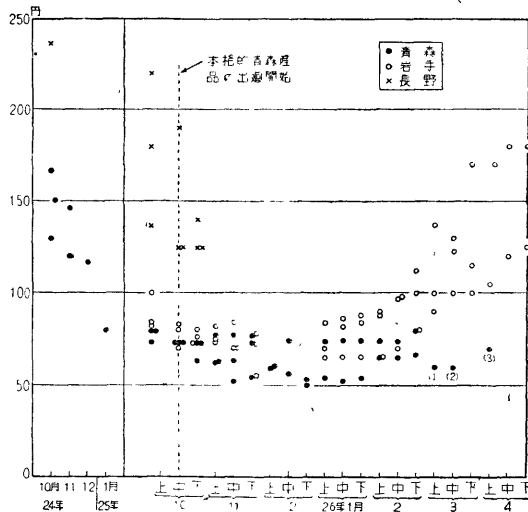
第1圖 「國光」産地別生産者價格

以下各図とも岩手を除き一級品の價格である。岩手のみは中級品及び「込」の價格、従つて實際よりも低く出ている。以下岩手の一部を除けば、青森が常に最下位にあることを注意せよ。

については同年一月より翌年二月までの各月一五日の価格、二五りんご年度については同年一月より翌年四月まで各月五、一五、二五日の夫々の価格である。青森の國光採取期は一月月上旬であるから一月中旬以後は本格的な品が出廻る。青森の價格は兩年度を通じて最低位にあるが、二五年度は特に甚だしい。長野の産品は調査村に關する限り一二月までで出廻りが終るが、それまでの時期について見ると、青森の價格は長野のその半ばにも危い高さである。青森よりも低い價格を示すのは岩手の一部であるが、岩手の場合は中級品或いは「込」の價格であるから實際はもつと高い筈である。それにしてもなお三月下旬以後は青森の價格よりも五割から十割かた高い。岩手の場合には出盛期に低級品を出し、高級品はストックして値が上つてから出しているといふ解釋も成立する。それ故青森の一級品は岩手の低級品と肩を並べている、或いは押され氣味であると考へることも可能である。

(二) 紅玉 (第2圖参照)

比較の對象は二四りんご年度は同年一〇月から翌年一月まで、二五りんご年度は同年一〇月から翌年四月までとする。紅玉の採取期は國光より一カ月早く、デリシャスと同時期である。さて、紅玉の場合も國光のそれとほぼ同様な關係が見られる。ただ岩手の産品で最低位に來るものが殆んどないが異なる。三月以後は青森の事例では二級品以外の價格がないので比較が出來ないが、この期に岩手の高級品が出廻る傾向は看取出來る。青森との價格差も國光の場合と同様に考へてよいであらう。



第2圖 「紅玉」産地別生産者價格  
 圖中(1)(2)(3)は夫々青森の二級品の價格

(三) デリシャス (第3圖参照)

二五年一〇、一一月について見ると、國光・紅玉と同様な關係がある。岩手の一部を除いては青森以下に下るものはない。

(四) 祝 (第4圖参照)

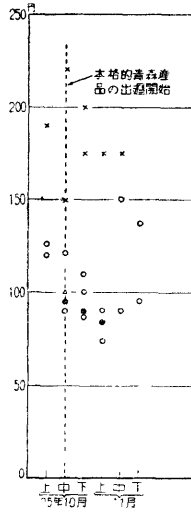
祝は青森産品は未熟で品質が劣るから同一基準で比較すること出來ない。しかし參考のため二五年八月について比較すると長

野・福島産品は五割から十割かた高い。消費市場の価格差はこれほどまで甚しくはない。前掲第1表に見られる如く卸賣段階の價格差は約二割程度である。従つて同一基準に引直して考えても、青森の生産者價格が特に低いという想像は容易につく。

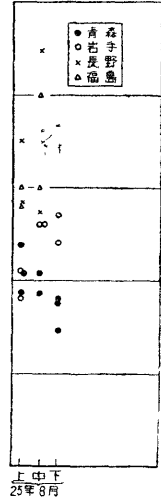
六

以上でわれわれはりんごの生産者價格の地域差の實狀を紹介した。この價格差が通常考えられるように輸送費の差を以つて説明し盡せるものであれば問題は簡單である。しかしりんごの如き商品の價格構成にとつて鐵道距離の果す役割は甚だ小さい。發駅から着驛までの運賃諸掛は鐵道納金と通運料金との合計であるが、このうち距離に應じて變化するのは鐵道納金だけである。そこで

りんご生産者價格の地域差



第3圖「デリシヤス」産地別生産者價格



第4圖「祝」産地別生産者價格

第2表 産地別鐵道納金調

産地名	發送驛	神田までの の料數	1適當リ 車扱運賃	1貫當リ 車扱運賃	
青森	村形村 年形村 村館村	弘前	774	1,160	8.0
		尻内	641	980	6.8
岩手	金田村 乙盛村 一盛村	金田	610	980	6.8
		盛岡	532	860	6.0
福島	上黒町 瀨伏村	瀨上	276	519	4.3
長野	綿篠波 内井田 村町村	野井本	218	439	3.2
		長篠松	209		
			251		

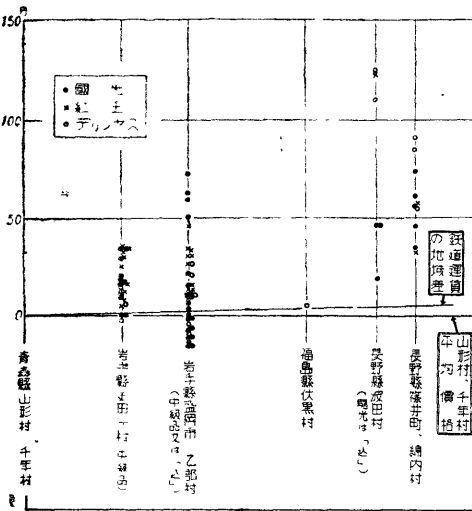
備考 1 車扱數を 30 箱とする。

1 箱の内容重量は青森、岩手 4.8 貫 (1 車 1,440 貫) 長野 4.5 貫 (1 車 1,350 貫), 福島 4 貫 (1 車 1,200 貫) とする。

調査對象各町村について標準的な鐵道納金を算出して見ると第2表の如くなり、一貫當りについて最高の八圓から最低の三・二圓までの差は僅か四・八圓に過ぎない。一貫について五圓足らずの差が説明原理として問題にならないことはいうまでもない。いま東京中央市場からの運賃距離を考慮に入れて、青森と他産地との價格差を總合して見よう。青森と他産地との間に品質に明瞭な相違のある祝を除外し、且つ二五りんご年度に限る。青森の代表には弘前近傍にある山形・千年の二カ村をとり三戸郡にある



箱村は距離が異なるので除外する。まず各調査日毎に山形・千年兩村の平均価格を算出し、これと他の各産地の価格との差を計算する。他方東京からの運賃距離に應じて各産地を青森・長野を兩極とする横軸の上に配布する。更に運賃距離の最も小さい長野の極の上方に青森との運賃差を示す高さを取り、それと原點たる青森とを結び斜線を引く。かくすれば横軸と斜線との開きは横軸の各



第5圖 青森を基準とする生産者価格の地域差

青森の価格は弘前近傍の山形・千年二カ村の平均価格を取った。各産地の価格差が鉄道運賃の差以上に大きいのは、青森に比して他の流通費用をそれだけ節約している結果と考えてよい。

點において、青森に比し鐵道運賃において節約している大きさ、従つて完全市場の前提の下ではその點に相應する産地の價格が青

森のそれよりも當然に高まり得る大きさを示す。このように工夫した圖の上に各産地の青森との實際の價格差をプロットしたのが第5圖である。

各産地に見られる價格差の分散の程度は、中央市場の評價が正確である限り、調査日毎に比較された青森とその産地の商品の夫々の品質の間に恒常的な關係があつた否かに關係する。青森の産地も他の産地も夫々常に同一程度の品を出荷しているとすれば、市場評價が正しい限り價格差は同一點に集中しなければならぬ。かかる事態は現實には發生し得ないが、事例の數を多くすれば次第に平均的な價格差の水準に收斂して行く。青森と他の産地との相対的な品質の開きは次第に平均的なものに近づくし、市場評價の誤差も修正されるからである。更にこの場合、青森と他産地とがほぼ同一の品質の品を出荷しているとすれば、平均的な價格差と鐵道運賃との開きは輸送距離を以つてしては説明し得ない他の要因に基く價格差である。即ち鐵道輸送以外の流通費用の相違に基くものである。

さて、第5圖を見ると各點の分散の度は各産地ともかなりはげしい。それ故この系列の中から平均を表す代表値を選ぶためには、重複した町村を分離し、且つ品種を分けて考える必要がある。それにしてもこの少い事例の中から代表値を選定しようとする冒険は敢えてしない方が無難のようである。ただ次のことだけは明確に指摘することが出来る。即ち各産地の平均的な價格差がいずれの點に收斂するにせよ、それは鐵道運賃の差よりはるかに

第3表 青森縣產地價格比較

品種	年月日	山形村	館村	千年村	青森縣平均價格	南津輕郡高値
		円	円	円	円	円
國	24年11月	146	—	152	110	140
	12月	100	110	119	100	—
	25年1月	100	—	104	86	110
	2月	94	114	104	84	100
光	11月	56	—	63	53	70
	12月	48	—	52	47	50
	26年1月	54	—	54	53	60
	2月	60	—	62	66	78
	3月	104	76	96	91	120
	4月	—	90	88	94	120
紅	24年10月	167	130	151	114	170
	11月	—	120	146	113	140
	12月	—	—	117	103	—
	25年1月	—	80	—	83	100
玉	10月	73	73	73	65	70
	11月	63	77	52	55	70
	12月	—	74	56	63	60
	26年1月	—	74	52	70	70
	2月	—	74	65	67	—
	3月	—	—	—	84	120
4月	—	—	—	85	—	

- 備考 1. 縣平均價格及び南津輕郡高値は縣りんご課の資料による。前者は各月の平均、後者は中旬の平均價格。但し等級は不明。  
 2. 山形・館・千年各村の價格は特産物調査資料による毎月中旬の價格で壽級。

(註) 青森について特産物價調査對象三カ村の生産者價格と、縣りんご課調査の青森縣平均產地價格及び南津輕郡(縣下最大の產地)の產地價格平均高値を比較すると第3表のようになる。特産物調査の價格がほぼ產地としての青森の平均的な線を行くと考えて大過ないであろう。そこで若し他の産地の代表村がその縣の平均よりも上位に傾いておればそれだけ、われわれの折出した

に高い位置にあるだろうということである。事例の少い福島を除いて考えると、鐵道運費の差の周邊に來る價格差の事例は岩手の町村のそれであるが、岩手の價格は既に見たように、中級品或いは「込」の價格であるから、品質の差を修正すると、實際の價格の位置は圖よりもはるかに高いものと考えなければならぬ。  
 中級品或いは「込」の價格にして圖の如く平均價格差が鐵道運費

の差よりも高い位置に落着く傾向を見せているのだから、若し一級品の價格差であれば、はるかに高い位置にありと推測されるからである。そこでわれわれの假定に従つて、各產地ともほぼ同様な生産物を出荷していると考えれば、鐵道運費の差以上に出る價格差は鐵道輸送距離以外の理由によつて説明されなければならぬ。

各產地がほぼ等しい品を出荷しているといふ假定を置けば結論は右の如く明白な形で出て來るが、この假定を緩めて各產地の品質の間に差があるとしてもこの結果は變らない。各產地代表町村間の品質の相對的な關係と、中央市場における各產地の平均的價格比率との間に、青森に取つてそれ程までに不利な開きがあるとは判斷しかねるからである。

價格差が必要以上に青森に不利に現れたことになる。中央市場における各産地の平均品質はほぼ同じと考えられる(第1表参照)にもかかわらず、青森については平均な町村を、他産地については平均より優良な町村を採用して比較したことになるからである。しかし若しかかる事情があつたとしても、その品質の差はわれわれの結論を覆すほどの差ではあり得ないと考えられる。

七

以上の分析を通じて、りんごの生産者價格について青森と他の産地の間と顯著な開差が存すること、及びこの開差發生の主な原因は鐵道輸送距離の大小ではなく、他の事情に求めなければならぬ事實を立證した。そこで他の事情とは一體何かという問いに答えるのが次の課題であるが、これはもはやわれわれの蒐集し得た資料を以つてしては果し得ない。各産地についてそこから中央市場に至るまでの諸費用を直接に把握し、各地間の具體的な費用項目の差を比較検討する以外に正確な答えは出し得ないが、現在のところかかる調査資料は整備されていないからである。そこでわれわれに残された唯一の道は、鐵道運賃の差以外に産地間の價格差を生み得る諸要因を敷え上げその中のどの項目において青森が他産地と最も大きく相違するかというこの吟味を通じて、價格差發生の最大の理由を推定することである。

消費地に着いてからの諸費用は各地ともほぼ同様と考えられる

第4表 青森及び福島の貫当り流通費用  
主要費目の比較(昭和25年度)

	青森市	弘前市	福島市	市町
運費	13.20	9.90	6.30	0.10
材料費	3.65	(26.75)	1.10	0.00
検査費	1.45	(2.55)	1.45	2.80
運送料	1.04	0.38	8.00	0.22
積納費	1.04	(10.68)	0.22	1.50
合計	39.98			28.70

備考 1. 青森の数字は縣りんごの出荷標準引取料による生産者30圓の例は25年度から廢止された。福島の例は福島市瀬上町農協の資料による。

ので、鐵道運賃以外の價格差發生の原因という、産地積込運に達するまでの諸費用以外にはない。それを敷え上げると次のようになる。

- イ、荷造包装費
  - ロ、發驛までの小運送費
  - ハ、産地検査料
  - ニ、地方税その他の賦課金
  - ホ、出荷團體費又は取扱商人(仲買人及び移出商)の純利益
- さて、イロハニまでの諸項目が青森と他産地との間にどれだけの開きがあるか詳細な資料はないが、われわれの入手し得た青森及び福島の資料(第4表)からそれが青森に不利であることは推

測がつく、しかしながら、若し青森に不利であるとしてもその額が既述の如き大きな価格差を惹起するほどのものでないことも同じ資料から容易に推測されるのである。それ故価格差を生む最大の原因はホの大小にあると考えて差支えないようである。かくて

問題は各産地のりんご取引機構そのものにまで絞られて来た。果然、産地としての青森の最大の特異性は出荷機構が完全に移出商人の手に掌握されている事情にある。青森においては縣外移出の八〇%が移出商人の手を通じて行われ、集荷機構としての仲買人は網の目の如く各部落に配置されているという。この巨大な商業機構が、青森の生産者価格を他産地に比して著しく低位に抑えている最大の原因であると推定するのは容易である。他の諸産地の事情については詳細な資料がないが、過半は共同或いは個人出荷の形を取る生産者の直接出荷であると見てよい。福島の如き比較の規模の小さい産地では移出商人は殆んど完全に消滅している。

われわれは冒頭に青果物市場の三層的構造に言及したが、これは正確には青森の如き舊時代的な取引機構に當てはまるものである。中央市場とは一應遮断された産地市場が存在し、そこで中央市場の卸賣價格とは連關を保ちつつも一應獨自な産地價格が形成される。しかるに生産者の直接出荷という近代的な取引機構の下では産地市場は破壊されて生産者は直接中央市場の延長となる。市場のない價格は考えられないから、生産者の取得分は正確には價格ではない。それは中央市場の卸賣價格から出荷費用を差引いた残額に過ぎない。それ故、移出商人によつて中央市場との直接

の結び付きが遮断されているか否かが生産者の取得分を左右する最大の原因と考えることが出来る。

更に、商業組織が集荷販賣の支配權を把握しているか否かによつて次のような重要な差が出て来る。即ち第一には中央市場における評價は眞實の質というよりは出荷者の曖籛によつて左右されることが多いから、青森のような産地の生産者がたまたま直接出荷を企てても、買叩かれる傾向が強く、商人を通じて出荷した場合よりも手取額が増すという期待が確實でないこと、第二には、生産者の直接出荷が支配的な産地では、たまたま商人への販賣が行われても、集買價格は直接出荷によつた場合の手取額が基準となつてそれより若干下廻つた程度に落着くということである。それ故青森の如き産地では生産者の直接出荷は他産地に比し不利であり、福島の如き産地では商人に賣つても比較的有利だといふ事情が生ずる。一産地について見ればその内部では出荷形態が必ずしも一樣でないにも拘らず、各産地間には夫々平均的な價格差の發生する一端の理由はこの間の事情に求めることが出来る。

(註) 昭二五りんご年度の青森りんご移出數量の出荷主體別内譯は左のようである。(青森縣りんご課の資料による。)

青森りんご移出商業組合連合會	八、五〇、七六箱	五・八%
全青森りんご移出商業組合連合會	六九、五〇箱	
りんご振興株式會社	五九、六六箱	
南部りんご振興株式會社	九七、八六箱	
青森りんご株式會社	三六、〇三箱	六・五%

## 縣販賣農業協同組合連合會

その他

一三、七五箱 〇七〇%  
五、八三、五七箱 三六〇%

合計

一六、三三、三九箱 一〇〇〇%

表によれば移出商人の出荷は六〇%に充たないが、「その他」の項目の中にも實質的に移出商が代行出荷しているものが多く、合算すれば八〇%近くになると専門家は見ている。縣販運を過ぎない單位農協の出荷、出荷組合（大部分は申合組合）及び個人出荷はすべて「その他」の中含まれ詳細は不明である。全體の六・五%を占める特殊會社は各種の利害團體の共同出資によるもので決して生産者の代表ではない。いずれにせよ生産者は壓倒されている事情が明らかである。正規の移出商の數は全縣下に七五〇程あり、その集荷機關たる仲買人の數はつかみにくい。一軒の移出商は小は二人から大は一〇人程の仲買人を使驅し、生産農家五〇戸に一人程の割合に各部落に散在しているという。

福島においては生産者出荷が殆んど完全に近く、移出商は産地の周邊地區に小さなものが二軒残存しているのみだという。長野・岩手に關する詳細は不明であるが、いずれも過半は生産者の出荷にあると見てよいだろう。

x

x

われわれは現在入手し得る限りの資料から各産地の生産者價格または生産者取得分を比較するために大膽な假定を置いて以上の

作業を試みた。その結果最大の産地たる青森と他産地との間に疑うには餘りほも大きな價格差の嚴存する事實を立證し得たが、更にかかる價格差發生の原因として最大のものはりんごの取引機構そのものにあるという推定に達した。現實の價格現象は具體的な市場構造との關連においてはじめて完全に理解し得るといふ原則は貫徹されている。

さて、われわれは乏しい資料から問題の所在を示唆したにとどまるが、研究を完成するためには更に次の作業がなされるべきである。即ち第一にわれわれの推論は資料の不足を補うために大膽な假定の上に行われたが、かかる假定、從つて結論が正しいか否かを實證的に吟味する必要がある。第二にはわれわれの結論が若し正しいものとすれば、かかる舊時代的な取引機構が何故に青森においてのみかくも強固に残存し得たか、その理由を究明することが必要となる。われわれは糸口を發見したにすぎない。

(研究員)

別表第一 産地別りんご生産者価格調 (國光)

(1貫當り單位圓)

りんご生産者価格の地域差

年 月 日	青 森			岩 手			長 野		
	山形村	館村	千年村	金田一村	乙部村	盛岡市	綿内村	篠井町	波田村
24.11.15	146	-	152	-	-	-	189	162	竹 180
12.15	100	110	119	-	-	-	174	145	込 178
25. 1.15	100	-	104	-	-	-	-	-	-
2.15	94	114	104	-	-	-	-	-	-
11. 5	-	-	-	-	-	-	122	-	169
15	56	-	63	-	-	-	111	-	込 124
25	62	-	58	-	-	-	106	-	込 106
12. 5	52	-	56	-	-	-	110	89	込 100
15	48	-	52	-	-	-	124	111	-
25	46	-	52	-	-	-	100	133	込 100
26. 1. 5	42	-	52	中 65	込 45	中 57	-	-	-
15	54	-	54	中 70	込 40	中 65	-	-	-
25	52	-	52	中 72	込 40	中 77	-	-	-
2. 5	60	-	62	中 80	込 45	-	-	-	-
15	60	-	62	中 90	込 50	-	-	-	-
25	62	-	62	中 95	込 60	-	-	-	-
3. 5	62	76	93	中 95	込 70	中 84	-	-	-
15	104	76	96	中 100	込 100	中 84	-	-	-
25	104	80	96	中 100	込 150	中 93	-	-	-
4. 5	-	80	91	中 105	込 150	中 100	-	-	-
15	-	90	88	中 110	込 150	中 91	-	-	-
25	-	80	81	中 115	込 160	中 102	-	-	-

備考 (各表共通)

1. 農林省統計調査部『特産物価格調査資料』による。
2. 各産地とも特記せる以外は一級品の価格である。各産地の等級区分については本文第四項註を見よ。中は中級品を示す。

別表第二 産地別りんご生産者価格調 (紅玉)

(1貫當り單位圓)

産地名 年月日	青 森			岩 手			長 野		
	山形村	館村	千年村	金田一村	乙部村	盛岡市	縮内村	篠井町	波田村
24.10.15	167	130	151	-	-	-	-	237	込(170)
11.15	-	120	146	-	-	-	-	-	込(170)
12.15	-	-	117	-	-	-	-	-	込(161)
25. 1.15	-	80	-	-	-	-	-	-	-
25.10. 5	79	73	79	中 84	込 100	中 82	180	137	220
15	73	73	73	中 80	込 70	中 83	125	125	190
25	63	73	73	中 73	込 80	中 76	125	100	190
11. 5	63	77	62	中 73	込 75	中 82	-	-	-
15	63	77	52	中 70	込 70	中 84	-	-	-
25	73	77	54	中 72	込 55	中 78	-	-	-
12. 5	-	-	60	-	-	-	-	-	-
15	-	74	56	-	-	-	-	-	-
25	-	-	54	-	-	-	-	-	-
26. 1. 5	-	74	54	中 70	込 65	中 84	-	-	-
15	-	74	52	中 82	込 65	中 86	-	-	-
25	-	74	54	中 88	込 65	中 84	-	-	-
2. 5	-	74	65	中 90	込 65	中 88	-	-	-
15	-	74	65	中 97	込 70	中 98	-	-	-
25	-	80	67	中 100	込 80	中 112	-	-	-
3. 5	-	雪 60	-	中 100	込 90	中 137	-	-	-
15	-	雪 60	-	中 100	込 130	中 123	-	-	-
25	-	-	-	中 100	込 170	中 115	-	-	-
4. 5	-	雪 70	-	中 105	込 170	-	-	-	-
15	-	-	-	中 120	込 180	-	-	-	-
25	-	-	-	中 125	込 180	-	-	-	-

りんご生産者価格の地域差

備考 カッコを附した数字は第2圖に表示していない。

別表第三 産地別りんご生産者価格調 (デリシャス・祝)

(1貫當り單位圓)

りんご生産者価格の地域差	産地名	品年月日	デリシャス						祝		
			25.10.5	15	25	11.5	15	25	25.8.5	15	25
			青森	山形村	-	95	90	84	-	-	93
	館年村	-	-	-	-	-	-	119	-	90	
	千部村	-	-	-	-	-	-	104	104	88	
岩手	金田一村	-	-	中 87	中 90	中 90	中 95	込 105	込 130	込 120	
	乙部市	込 120	込 90	込 100	-	-	-	込 90	込 130	込 145	
	盛岡市	中 126	中 121	中 110	中 74	中 150	込 139	-	-	-	
福島	瀬上町	-	-	-	-	-	-	140	150	-	
	伏黒村	-	100	-	-	-	-	150	200	-	
長野	綿内村	190	150	175	175	175	-	175	224	-	
	篠井町	-	-	-	-	-	-	142	137	-	
	波田村	-	220	200	-	-	-	-	-	-	